⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき民事再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者。

⑷　入札を行う地域の競争参加資格（全省庁統一資格又は財務省競争参加資格）を有する者又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。(財務省競争参加資格については、入札書の受領期限までに令和５・６年度の競争参加資格審査を受け、当局が指定する契約締結日までに当該競争参加資格を有すること。)

なお、全省庁統一資格は、「競争参加者の資格に関する公示」(令和４年３月31日付官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付け、財務省競争参加資格は、当局ホームページに記載されている時期及び場所で受け付ける。

また、仕様書で定める業務に応じて、次の①から⑧の資格を全て有する者であること。

①　「巡回業務」を行う者は、令和３・４年度財務省北九州地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち営業品目が「建物管理等各種保守管理」又は「その他」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

②　「草刈・保守業務」を行う者は、令和３・４年度財務省北九州地区競争参加資格「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち営業品目が「建物管理等各種保守管理」又は「その他」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

③　「木柵設置等業務」及び「開口部閉鎖等業務」を行う者は、令和３・４年度財務省北九州地区競争参加資格「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

④　「看板作成設置等業務」及び「投棄物撤去業務」を行う者は、令和３・４年度財務省北九州地区競争参加資格「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち営業品目が「建物管理等各種保守管理」又は「その他」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

⑤　「樹木伐採等業務」を行う者は、令和３・４年度財務省北九州地区競争参加資格「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑥　「流出土砂撤去等業務」を行う者は、令和３・４年度財務省北九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑦　「地下埋設物調査業務」を行う者は、令和３・４年度財務省北九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑧　「巣撤去業務」を行うものは、令和３・４年度財務省北九州地区競争参加資格「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち営業品目が「建物管理等各種保守管理」又は「その他」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

⑸　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑹　福岡財務支局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

また、同担当官等が行った入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を締結しなかった者、又は入札業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

⑺　税の滞納がないこと。

⑻　申込受付期間の最終日の属する月の初日を基準日として、基準日前５年以内に監督処分を受けていない者であること。

⑼　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑽　実施要項及び入札説明書の交付を受けた者であること。

⑾　入札説明会（随時説明を含む）において、未利用国有地の管理等業務（維持管理等業務：長崎地区)【単価契約】の概要等の説明を受けた者であること。

⑿　入札参加グループでの入札について

①　単独で業務が担えない場合は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。

この場合、入札参加グループの構成者のうち１者がグループの代表者となり、提案書の提出及び入札手続を代表者の名前で行うものとする。また、入札参加申込みに当たっては、入札参加グループ結成に関する協定書を作成し併せて提出すること。

また、未利用国有地の管理等業務（維持管理業務：長崎地区)【単価契約】の実施に当たっては、入札参加グループの代表者が責任をもって国との連絡調整を行うとともに、入札参加グループの構成者も定期的に国と連携を図り、円滑かつ迅速な業務を実施すること。

なお、入札参加グループの構成者となった者は、本競争に参加する他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

②　代表者は、上記⑴から⑶及び⑸から⑾の全ての要件を満たすこととし、グループ構成者は、上記⑴から⑶及び⑸から⑼までの要件を満たすこと。

なお、上記⑷については、「入札参加グループとして、すべてを満たすこと」で可とするが、代表者及びグループ構成者は、それぞれ、少なくとも１以上の「競争参加資格」を有していること。

４　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、実施要項及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

①　入札書の提出場所

〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号福岡合同庁舎本館４階 福岡財務支局会計課営繕係（電話092―411―5037)

②　契約条項を示す場所、実施要項及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒850―0052 長崎県長崎市筑後町３番24号　福岡財務支局長崎財務事務所管財課（電話095―827―7095)

⑵　実施要項及び入札説明書の交付方法　本公告の日から「調達ポータル」(https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101）で交付する。

また、紙による交付を希望する場合には、以下の日時及び場所で交付する。

①　日時　令和４年10月31日から令和５年１月24日17時まで

※土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く

②　場所　上記⑴②に同じ〔令和３・４年度財務省北九州地区競争参加資格審査等級決定通知書及び令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「資格審査結果通知書」の写しを持参すること。〕